

1 ■ **正当防衛の知識を身に付けて  
適切な不審者対策を**

～利用者とは法人、そして自分自身を守るために～

2 ■ **講師プロフィール**

行政書士花村秋洋事務所 花村秋洋 1979年7月13日生

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団で16年間高齢者施設及び障害者施設で働く。在職中に社会福祉士試験・介護福祉士試験・行政書士試験・社会保険労務士試験・海事代理士試験・さかな検定2級に合格し、2018年12月行政書士登録を受け開業する。社会福祉の現場での経験を活かし、ご依頼者様やそのご家族に寄り添う支援を目指している。

3 ■ **はじめに**

4 ■ **検討事項**

①利用者が危険にさらされたとき何ができるか

②利用者の安全を守り法人の存立も守れる行動とは  
どのようなものか

5 ■ **刑法における正当防衛とは**

刑法第36条

第1項

「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」

第2項

「防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」

6 ■ **正当防衛の要件**

- ① 急迫性の侵害
- ② その侵害が不正(不法)であること
- ③ 自己または他人の権利防衛
- ④ 必要性・相当性
- ⑤ 防衛の意思

7 ■ **I 勘違い騎士道事件**

「女性が男性から暴行を受けていると勘違いしてその男性を死亡させてしまった事件」

8 ■ **I 勘違い騎士道事件**

被告A

- ・イギリス人
- ・空手の有段者(3段)
- ・イギリスには「騎士道」あり

9 ■ **I 勘違い騎士道事件**

誤想防衛+過剰防衛

⇒執行猶予つきの有罪判決

10 ■ **II 急迫性の断絶**

相手方の暴行

↓

①反撃



相手方の戦意喪失(急迫性の断絶)



②再攻撃

11 ■ III 西船橋駅事件

「ホームで酔っ払いに絡まれた女性が男性を突き飛ばし、男性が列車に轢かれて死亡してしまった」

12 ■ III 西船橋駅事件

つかまれたので突き飛ばした(防衛行為)



ホームに転落し列車にひかれて

死亡した(行き過ぎた結果)



正当な防衛行為によって生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大であっても、正当防衛行為でなくなるものではない(無罪)

13 ■ IV 自招侵害

挑発行為や自ら侵害を招く行為は正当防衛の成立に大きな影響を与える。

(例: 侵害者を挑発してわざと刃物を手に持たせ、その後自分の刃物で殺害した)

14 ■ V ケースバイケース

男性×女性

武器×丸腰

ナイフ×日本刀

武道の有段者×素人

複数×単独

15 ■ 実際に想定されるケースとその対策

通所施設の敷地内に刃物を持った不審者が侵入。利用者と職員数名は敷地内のグラウンドにおり、不審者との距離は数メートルと近接している。

不審者はかなり興奮しており、明らかに危険性が感じられる。

16 ■ 実際に想定されるケースとその対策

17 ■ 実際に想定されるケースとその対策

注意点

\* 必要性

\* 相当性

\* 「急迫の断絶」後の攻撃

18 ■ 過去の事件での  
批判から考える

19 ■ 過去の事件での批判から考える

①⇒もしここで声をかけることができたなら？

②⇒パニック場面での躊躇が最悪の結果に。

③⇒避難誘導していれば確実に救えた命があった。

④⇒救命活動していれば救えた可能性のある命があった。

⑤⇒「正当防衛や犯人を行動不能にすること」については決して言及されない。

## 20 ■ その他

「盗犯等の防止および処分に関する法律」

強盗等を撃退するための正当防衛を強調した条文

(第1条)

⇒強盗犯、不法侵入犯などに対しては正当防衛が適用されやすいと解されている

## 21 ■ 「やりすぎはダメ」

## 22 ■ 正当防衛の知識をふまえたリスクマネジメント

- ・福祉施設の職員は多くの命を預かっている身だということを自覚する
- ・正義は世論も味方につける

## 23 ■ 〈参考〉防犯スプレートの導入

## 24 ■ 施設内での検討

- 1 施設の種別(どのような利用者様がいるか)
- 2 施設の規模(建物・利用人数)
- 3 営業時間帯
- 4 職員の配置(夜勤がある場合は日勤帯・夜勤帯別)
- 5 設置してある防犯器具(さすまた・防犯スプレー等)及び場所
- 6 防犯カメラの有無及び位置
- 7 侵入口の把握(危険だと思う箇所3か所)

## 25 ■ おわりに

## 26 ■ 参考文献等

- ・平成62年3月26日最高裁判所判決／昭和59年(あ)第1699号
- ・昭和62年9月17日千葉地方裁判所判決／昭和61年(わ)第68号
- ・最高裁昭和44年12月4日刑集23・12・1573(必要性・相当性)
- ・平成20年6月25日最高裁判所判決(急迫性の断絶)
- ・平成20年5月20日最高裁判所判決(自招侵害)
- ・津久井やまゆり園事件検証委員会:津久井やまゆり園事件検証報告書
- ・大阪教育大学HP:「付属池田小学校事件について」
- ・国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告